

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症患者等診療看護師等派遣事業															
補助事業の目的	新型コロナウイルス感染症患者（感染の疑いのある患者を含む。以下同じ。）の診療等のための看護師等派遣を行う派遣元医療機関に対し、派遣に要する経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制の安定的な確保を図る。															
補助事業の対象となる者	新型コロナウイルス感染症患者の診療等のための看護師等派遣を行った医療機関であって、地方公共団体、独立法人、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、医療法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人及び知事が適当と認める者が設置するもの															
補助事業の対象となる経費	新型コロナウイルス感染症患者の診療等のための看護師等派遣に必要な経費（賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）その他知事が必要と認める経費）															
補助率	定額															
補助金の額	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。</p> <p>(1) 対象事業の区分ごとに、次のとおり補助基本額を算定する。 ア 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <table border="1" data-bbox="454 987 1449 1547"> <tr> <td rowspan="5">基準額</td> <td colspan="2">看護師等1人1時間当たり単価 × 派遣時間（延べ）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【看護師等1人1時間当たり単価】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※下段括弧書は、重点医療機関に派遣する場合</td> </tr> <tr> <td>① 新型コロナウイルス感染症重症患者を診療する看護師等の派遣</td> <td>2,760円 (8,280円)</td> </tr> <tr> <td>② 新型コロナウイルス感染症患者（重症患者以外）を診療する看護師等（医療従事者）の派遣</td> <td>2,760円 (8,280円)</td> </tr> <tr> <td>③ 新型コロナウイルス感染症患者（重傷患者以外）を診療する医療チーム派遣において、医療提供の調整を行う業務調整員の派遣</td> <td>1,560円 (3,120円)</td> </tr> <tr> <td>④ 新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関の地域医療支援のために行う看護師等の派遣</td> <td>562円</td> </tr> </table> <p>イ 上記アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を補助基本額とする。</p> <p>(2) 上記(1)イにより、対象事業の区分ごとに算出した補助基本額の合計額に補助率を乗じた額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。</p>	基準額	看護師等1人1時間当たり単価 × 派遣時間（延べ）		【看護師等1人1時間当たり単価】		※下段括弧書は、重点医療機関に派遣する場合		① 新型コロナウイルス感染症重症患者を診療する看護師等の派遣	2,760円 (8,280円)	② 新型コロナウイルス感染症患者（重症患者以外）を診療する看護師等（医療従事者）の派遣	2,760円 (8,280円)	③ 新型コロナウイルス感染症患者（重傷患者以外）を診療する医療チーム派遣において、医療提供の調整を行う業務調整員の派遣	1,560円 (3,120円)	④ 新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関の地域医療支援のために行う看護師等の派遣	562円
基準額	看護師等1人1時間当たり単価 × 派遣時間（延べ）															
	【看護師等1人1時間当たり単価】															
	※下段括弧書は、重点医療機関に派遣する場合															
	① 新型コロナウイルス感染症重症患者を診療する看護師等の派遣		2,760円 (8,280円)													
	② 新型コロナウイルス感染症患者（重症患者以外）を診療する看護師等（医療従事者）の派遣	2,760円 (8,280円)														
③ 新型コロナウイルス感染症患者（重傷患者以外）を診療する医療チーム派遣において、医療提供の調整を行う業務調整員の派遣	1,560円 (3,120円)															
④ 新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関の地域医療支援のために行う看護師等の派遣	562円															
適用除外する条項	—————															
その他の事項	第14条の規定にかかわらず、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者に対し精算額を交付するものについては補助金請求書を省略することができる。															

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	<p>(添付書類)</p> <p>事業計画書 (様式1-1-A及び様式1-1-B)</p> <p>所要額調 (様式1-2)</p> <p>所要額明細書 (様式1-3-A及び様式1-3-B)</p> <p>※ 収支予算書を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略」と記載する。</p> <p>(指定期日)</p> <p>別途通知する日</p>
第7条 第1項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>1 補助事業に要する経費の変更のうち、補助対象経費以外の変更</p> <p>2 補助対象経費の変更で、補助金額に増額が生じないもの</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>事業計画の細部を変更する場合</p>
第8条 第1項	<p>(添付書類)</p> <p>交付申請時の添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日)</p> <p>別途通知する日</p>
第9条 第1項	<p>(報告事項等)</p> <p>_____</p>
第11条	<p>(添付書類)</p> <p>実績報告書 (様式2-1-A及び様式2-1-B)</p> <p>所要額精算書 (様式2-2)</p> <p>所要額明細書 (様式2-3-A及び様式2-3-B)</p> <p>※ 収支決算書を省略する場合は、「補助事業実績報告書 別記省略」と記載する。</p> <p>(指定期日)</p> <p>事業完了後30日以内(第7条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日から30日以内)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日</p>
第19条 第1項	<p>(処分制限期間)</p> <p>_____</p>